

松本市公告第259号

史跡松本城サイン・動線計画策定業務を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和7年6月27日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 業務名称

史跡松本城サイン・動線計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「史跡松本城サイン・動線計画策定業務委託 特記仕様書」のとおり

2 業務委託期間

契約の日から令和9年3月19日まで

3 企画提案者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は同第6条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に参加していること。
- (6) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金、及び資金等の管理能力、技術能力を含む）を有していること。
- (7) 過去10年（平成27年度から令和6年度まで）に、史跡、名勝、天然記念物のいずれかに関する計画、設計または施工における元請けでの受注実績を有すること。

4 募集要項等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp>

5 参加表明書提出の手続き

(1) 提出期限

令和7年7月15日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類（各1部）

下記の提出書類ア〜クについて、提出期限までに担当課へ持参または郵送により各1部ずつ提出すること。なお、松本市の入札参加資格を有する者は、エ〜クについて提出を省略できる。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 企業概要（任意様式）

エ 登記事項証明書（提出日から三か月以内、コピー可）

オ 印鑑証明書（提出日から三か月以内、コピー可）

カ 国税の納税証明書（提出日から三か月以内、コピー可）

※未納の税額がないことがわかる証明書

キ 市税の納税証明書（提出日から三か月以内、コピー可）

※松本市に事業所を有する場合、未納の税額がないことがわかる証明書

ク 財務諸表の写し（提出日から直近のもの）

6 質問の受付と回答

(1) 受付期限

令和7年6月27日（金）から令和7年7月7日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること

※提出先メールアドレス：m-seibi@city.matsumoto.lg.jp

(3) 質問への回答

令和7年7月11日（金）

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年8月12日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

下記の提出書類ア〜クについて、提出期限までに担当課へ持参または郵送により、必要部数（イ〜カについて、社名入り1部、社名無し10部、その他について各1部）及びPDF形式の電子媒体（CDR又はDVD）1部提出すること。

ア 企画提案書提出届（様式第3号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 当該業務実施にあたって重視する視点（様式第4号）

エ 業務実績調書（様式第5号）

オ 業務実施体制（様式第6号）

カ 業務実施スケジュール（任意様式）

キ 本業務に関する見積書（任意様式）

ク 業務協力予定書（様式第7号）

8 審査会

本プロポーザル実施および選定等に関する審議は、次に示す審査会で行う。

(1) 名称

史跡松本城サイン・動線計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会

(2) 審査方法

書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション、ヒアリング審査により、提案内容を得点化し、合計点が最も高い1者を選定する。全参加者の技術評価点が基準点（審査員の技術評価合計点の7割）未満だった場合は失格とする。

なお、書類審査（一次審査）は、参加者が5者を大きく超えた場合に行う。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査日

令和7年8月28日（木）

9 参加資格者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記3参加資格を満たしていないことが判明、または、満たされないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積り額が、業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不適当であると認めた場合

10 契約に関する事項

契約候補者として選定した者と市が協議し、本業務に係る随意契約を行う。この場合において協議が不調の場合には、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 その他留意事項

- (1) 一括再委託は原則不可とする。ただし、参加者において全ての業務履行が不可能である場合、協力事業者（共同事業者）に業務の一部を下請けすることは許容する。
- (2) 参加に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (3) 提案書提出期限後の書類の差替え、訂正又は再提出は認めない。
- (4) 審査結果については、異議申し立ては認めないものとする。
- (5) 実施要領に定めのあるもののほか、事務の取り扱いに関し必要な事項は市長が定める。
- (6) 本業務の契約が成立するまでの間において、特定された候補者が本要領に示された失格事項に該当することになった場合、当該候補者と契約を締結しないものとする。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (7) 提出された書類等の返却は行わない。
- (8) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- (9) 技術提案等の作成、提出並びにプレゼンテーションに要する費用は、参加者負担とする。
- (10) 技術評価審査の結果、全参加者が失格となった場合には、参加者を対象に再提案を求める。
- (11) 参加者は、提出書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。

12 問い合わせ先

担 当 松本市文化観光部 松本城整備課 黒田、福畠

TEL 0263-31-3369

メール m-seibi@city.matsumoto.lg.jp

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。